

第2次長野県消費生活基本計画策定に向けた課題について

I 県民の安全・安心のために

- 1 商品・サービスの安全・安心
- 2 物価の安定と情報提供
- 3 持続可能な消費生活

○ 長野県版エンカル消費の啓発

- ・「倫理的消費」調査研究会取りまとめ(消費者庁・H29.4)
- ・消費者志向経営推進に向けたキックオフシンポジウムの開催(消費者庁・H28.10)
- ・県民大学消費者学部（仮称）・・・消費生活、地産地消、環境、健康等に関する講座
- ・事業者サイドへの働きかけ、県立大学による創業者育成

II 商品・サービスの適切な選択機会の確保のために

- 1 適正な商取引の確保
- 2 多重債務者対策の強化

○ 「特殊詐欺被害認知件数半減」目標の達成状況

- ・平成 28 年認知件数 215 件
- ・平成 29 年 7 月末現在認知件数 134 件

III 消費者教育の充実のために

- 1 消費生活情報の発信・啓発
- 2 消費者教育・学習
- 3 環境教育・食育等への取組

○ 「高齢者見守りネットワーク全市町村構築」目標の達成状況

- ・平成 28 年度末構築市町村数 48

○ インターネット環境利用者の低年齢化

- ・学校の授業以外でインターネットを利用していると回答した児童生徒の割合：小学生で 83.1%
(県教委 心の支援課：平成 28 年度インターネットについてのアンケート調査結果)
- ・市町村消費者行政担当課長会議において複数の市町村から指摘あり

○ 成年年齢引下げ

- ・公職選挙法改正法附則において、民法の成年年齢引下げの検討を行うこととされた
- ・成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループにおいて報告書を取りまとめ
(内閣府 消費者委員会・H29.1)

○ 消費生活サポーターの活用

- ・高齢者見守りネットワーク構成員として、出前講座講師として、消費者と事業者をつなぐコーディネーターとして
- ・若者世代、高齢者世代、地域役員（民生児童委員等）の積極的な登用

○ 外国人、障がい者等への啓発

- ・従来の手法では情報が届きにくかった主体への、啓発方法の検討
- ・見守りネットワークの活用

○ 長野県版エシカル消費の啓発(再掲)

IV 県民意見反映のために

- 1 透明性の確保
- 2 県民意見の施策への反映及び消費者団体との協働

○ 適格消費者団体の設立

- ・国の計画に記載があって、県の計画には記載がない個所
- ・平成 29 年 5 月現在、全国で 16 団体設立

V 相談窓口の強化のために

- 1 県消費生活センターの機能強化
- 2 市町村相談体制の充実・強化

○ 「市町村消費生活センター人口カバー率 100%」目標の達成状況

- ・平成 29 年 4 月 1 日現在の人口カバー率 82.9%

○ 消費生活センターの情報発信機能の強化

- ・県短学生アンケートから、相談しない割合が 7 割超 → センターの周知が必要
- ・消費生活相談に加えて消費生活全般に関するポジティブな情報発信ができないか

<県消費生活基本計画に掲げた具体的施策の取組状況>

	施策	担当課	取組の概要	指標		H25	H26	H27	H28	H29 (見込)	評価・摘要	
					単位							
1-1-1	不適切な表示に対する事業者指導	健康増進課 食品・生活衛生課 農業政策課 農業技術課 くらし安全・消費生活課	国及び県表示担当課（食品表示法、景品表示法等）が情報の共有、連携を図りながら、関連する業界団体を含めた事業者指導を徹底する。	食品の表示及び虚偽誇大表示に関する事業者からの事前相談への対応、監視指導		—	—	実施	実施	実施	(健康増進課分)	
				食品表示に関する相談件数	件	1,350	1,209	1,503	1,169	1,000	(食品・生活衛生課分)	
				食品表示法（品質事項）に係る調査件数	件	581	484	422	353		(農業政策課分)	
				エコファーマー認定者	人	1411	673	610	428			
				信州の環境にやさしい農産物認証	件	270	304	323	349	360		
				景品表示法違反事業者を指導	件	13	6	8	12			
1-1-2	業界団体等と協働した事業者啓発広報	くらし安全・消費生活課	適正な食品表示の徹底に向けて、関連する業界団体等と協働し、事業者に対する講習会の開催など、法令等の趣旨の徹底を図る。	説明会の開催	回		1	1				
1-1-3	生産から消費に至る食品の安全性の確保	食品・生活衛生課	食品等の生産・製造・加工・流通・販売・消費のそれぞれの段階において、「長野県食品衛生監視指導計画」に基づく監視、指導や食品衛生に関する正しい知識の普及啓発等の取り組みを推進する。	食品衛生監視件数	件	24,660	23,579	22,194	22,795	17,778		
				食品の検査件数	件	2,443	2,484	2,428	2,409	2,429		
				食品衛生研修会	回	422	439	462	417	400		
1-1-4	食の安全性等に関する情報発信	食品・生活衛生課	県食品安全・安心条例などに基づき食品の安全性の確保に関する的確な情報を発信し、県民及び食品関連事業者等との意見交換（リスクコミュニケーション）を行う。	食品衛生情報発信	件	90	87	54	61	60		
				みんなの食品安全・安心会議	回	10	10	10	10	10		
				夏休み食品衛生親子体験	回	4	4	4	3	4		
				食の安全・安心シンポジウム	回	1	1	1	1	1		
				信州フードセーフティネットワーク	回	1	1	1	1	1		
1-1-5	食品表示法の運用	健康増進課 食品・生活衛生課 農業政策課 くらし安全・消費生活課	平成27年に食品表示法が施行され、包括的、一元的な表示制度となったことから、法律の適切な運用、執行体制の整備を行う。	食品の表示及び虚偽誇大表示に関する事業者からの事前相談への対応、監視指導		—	—	実施	実施	実施	(再掲)	
				食品衛生監視員を対象とした会議・研修会の開催				実施	実施	実施	実施	
				食品表示法（品質事項）に係る調査件数	件	581	484	422	353		(再掲)	
1-1-6	地産地消の推進	農産物マーケティング室	「おいしい信州ふーど（風土）」の積極的な展開により、自然豊かな環境で生産される安全で良質な信州農畜産物の情報発信を行う。	「おいしい信州ふーど（風土）」の県民認知度向上	%	40	52	66	54	75	県民などを対象とした更なる情報発信が必要	
				農産物直売所数	店	809	822	788	調査中	840	直売所の形態としてインショップが減少しているが、常設が増え、全体では横ばい	

	施策	担当課	取組の概要	指標		H25	H26	H27	H28	H29 (見込)	評価・摘要	
					単位							
1-1-7	消費生活庁内連絡員の配置	くらし安全・消費生活課	消費生活に関連する業務を所管する部局に消費生活庁内連絡員を配置し、県民の生命・身体に危害が及ぶおそれのある製品事故等の情報を収集する。	庁内連絡員会議の開催	回	1	1	1	1	1		
				事故等の情報	件	0	0	0	0	0		
				消費生活審議会への出席	回	3	1	2	2	4		
1-1-8	リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	くらし安全・消費生活課	P I O - N E Tなどからの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報及び重大事故情報等を広く収集し、各種媒体を通じて速やかな提供、周知を図る。 【安全に関する注意喚起情報】	リコール情報・注意喚起情報・重大事故情報の発信	件	17	14	12	14	実績	15	今後も継続実施が必要
1-1-9	消費生活用品の立入検査・指導	くらし安全・消費生活課	消費生活用品安全法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施する。	立入販売店舗数	店	312	256	252	254		—	
				実店舗数 <small>(立入目的で入った店舗のうち、調査対象品目を販売していた店舗)</small>	店	143	109	150	170		—	
				違反件数	件	0	0	0	0	—		
1-1-10	製品テストの実施	くらし安全・消費生活課	県民の生命・身体に危害が及ぶ恐れのある製品事故は、消費者庁へ報告するとともに、国民生活センター等の専門機関を通じ必要に応じて製品テストを実施する。	事故報告件数	件	5	4	2	1			
				国センへの商品テスト依頼件数	件	1	1	1	1	既報	1	
1-2-1	生活関連物資等の監視、調査及び公表	くらし安全・消費生活課	生活関連物資等の価格の動向と需給の状況等を監視し、必要に応じて消費生活条例に基づき価格、需給動向を調査し、結果を公表する。	生活関連物資の価格調査		実施	-	-	-		-	H26.2大雪による臨時調査
				資源エネルギー庁の石油製品小売市況調査の提供		実施	実施	実施	実施	実施		レデュースガソリン1L、灯油18Lの単価 全国平均、長野県平均
1-2-2	石油製品価格動向調査の実施及び公表	くらし安全・消費生活課	県内の石油製品価格の動向を調査し、調査結果を公表する。	石油製品価格動向調査		毎月実施	毎月実施	毎月実施	4～12月実施		休止	
1-2-3	関係団体との情報交換と県民への情報提供	くらし安全・消費生活課	石油事業者団体との定期的な情報交換、情報収集を行い、県民に対し石油製品価格の動向等に関する情報を提供する。	関係団体との情報交換		実施	-	-	実施		-	
1-3-1	レジ袋削減への取組	資源循環推進課	不要なレジ袋の削減を通じて県民の生活全般に3R（廃棄物等の発生抑制；リデュース、再利用；リユース、再生利用；リサイクル）の輪を広げ、持続可能な循環型社会の形成及びCO2削減による地球温暖化防止対策を推進する。	マイバッグ等持参率	% ()内は調査時期	69.0 (H26.3)	68.9 (H27.3)	67.8 (H28.3)	66.8 (H29.3)		60%台 (H30.3)	マイバッグ等持参率は、高齢者層の持参率が高いが、レジ袋削減県民スクラム運動の主旨が充分浸透していない若年者層の持参率が伸び悩んだため横ばい傾向で推移した。
1-3-2	食品ロス削減への取組	資源循環推進課	生ごみの発生抑制を目的に「食べ残しを減らそう県民運動」として、飲食店などでの食べ残しを減らす取り組み、また、家庭での生ごみ発生を抑制する意識の向上に向けた取り組みを行う。	「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数	店 ()内はのべ登録数	6店 (279店)	10店 (289店)	151店 (440店)	177店 (617店)	50店(予定) (667店) (予定)		「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店は啓発活動等により登録数が増加している。
2-1-1	徹底した事業者指導と行政処分	くらし安全・消費生活課	P I O - N E Tを活用し、被害状況の傾向・分析を行い、県内での悪質な事案は、国や他の自治体と情報共有、連携し、徹底した事業者指導・行政処分を行う。	行政処分件数	件	0	0	1	2		—	
				行政指導件数	件	4	1	5	3	—		
2-1-2	注意喚起情報の発信及び警察との連携強化	くらし安全・消費生活課	消費生活センターへの苦情相談等から、詐欺的な勧誘の情報を直ちに県民に提供、注意喚起を行うとともに、被害防止に向けた対策を警察との連携を強化して取り組む。 【悪質商法についての注意喚起情報】	県警との連携により検挙等に繋がった件数	件	0	1	1	0		—	
				詐欺的な勧誘情報の発信	件	23	22	18	15	実績	15	今後も継続実施が必要
2-1-3	事業者指導・処分のための専門職員の配置・育成	くらし安全・消費生活課	不当取引調査員及び事業者情報調査員を配置し、研修等による能力向上を図り、効果的な事業者指導・処分を行う。	不当取引調査員	1名	配置	配置	配置	配置		配置	警察官O B、平成21年度から配置
				事業者情報調査員	1名	配置	配置	配置	配置	配置		事業者指導関連法の知識を有する者、平成24年度から配置
2-1-5	家電製品の販売に係る適正表示調査	くらし安全・消費生活課	家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査を行う。	調査件数	カ所	4	4	4	4		4	

	施策	担当課	取組の概要	指標		H25	H26	H27	H28	H29 (見込)	評価・摘要	
					単位							
2-1-6	家庭用品の立入検査・指導	くらし安全・消費生活課	家庭用品品質表示法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施する。	検査店舗数	店	205	222	301	263	—		
				検査品目数	品目	34	42	39	33	—		
				検査点数	点	2164	3280	3923	8368	—		
				違反点数	点	6	1	0	2	—		
2-1-7	業界団体等と協働した事業者啓発広報	くらし安全・消費生活課	適正な食品表示の徹底に向けて、関連する業界団体等と協働し、事業者に対する講習会の開催など、法令等の趣旨の徹底を図る。	説明会の開催	回		1	1				
2-1-8	事業者からの報告徴収・立入検査の実施	くらし安全・消費生活課	友の会や冠婚葬祭互助会から財産状況や業務運営に関する事項等の報告を徴収し、定期的な立入検査を実施する。 いわゆる個別クレジット販売において、県民に被害が発生した場合には、報告を求めるとともに、立入検査を実施する。	立入検査件数	件	2	2	1	2	2		
				報告・立入検査件数	件	0	0	0	0			
2-2-1	多重債務相談の実施	くらし安全・消費生活課	県民からの多重債務相談に対して、多重債務問題改善プログラムに沿って、課題解決を図る。	多重債務相談件数	件	576	349	359	323		今後も継続実施が必要	
2-2-2	多重債務者対策協議会の運営	くらし安全・消費生活課	関係団体・機関21団体と連携、協働し、多重債務者の生活再建や被害の未然防止策についての現状認識、今後の事業展開への情報交換及び協議を行う。	多重債務対策協議会の開催回数	回	1	1	1	1	予定	1	
2-2-3	多重債務者無料相談会の開催	くらし安全・消費生活課	多重債務者の状況に応じた債務整理の方法を助言するため、弁護士会及び司法書士会と協働した無料相談会を開催する。	多重債務者無料相談会の開催回数	回	8	8	8	8	予定	4	H28まで 4センター×2回 H29予定 4センター×1回
				多重債務者無料相談会における相談件数	件	39	46	40	19			
				多重債務者無料相談会における弁護士・司法書士への引継件数	件	35	44	40	19			
2-2-4	金融経済教育の強化	教学指導課 くらし安全・消費生活課	教育委員会及び金融広報委員会等と連携し、多重債務に関する知識の普及啓発及び金融金銭教育を積極的に推進する。	金融教育研究校での授業		実施	実施	実施	実施			
				多重債務啓発パンフレット発行部数	部	50,000	50,000	50,000	53,000	予定	53,000	
				講師派遣事業における金融教育の回数	回	-	-	-	3	実績	1	講師派遣 (H27年度～) 全体派遣 H27(1)、H28(6)、H29(1)
2-2-5	ヤミ金融業者対策の徹底	産業立地・経営支援課 くらし安全・消費生活課	いわゆるヤミ金融業者に関する情報及び相談窓口を開設し、警察への通報及び監督上の処分を徹底する。	ヤミ金相談件数	件	112	86	57	51	7月現在実績	9	
2-2-6	自殺防止対策の強化	保健・疾病対策課	くらしと健康の相談会において、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する法律相談とともに心の健康に関する相談を実施するなど、自殺防止対策を強化する。	くらしと健康の相談会の参加者数	人	245	200	226	203	55 (6月開催分実績)	弁護士による法律相談と保健師による健康相談を併せて実施することで、相談者が抱える悩みの解決につながっている	
				くらしと健康の相談会の実施圏域数	圏域	10	10	10	10	10	10	全圏域(保健所)で開催している
2-2-7	貸金業者への指導	産業立地・経営支援課	貸金業法に基づき、貸金業者への立入検査を実施するとともに、消費者等からの苦情・相談を受け付ける。	立入検査件数	件	2	3	1	2		2	
3-1-1	消費生活相談窓口の周知	くらし安全・消費生活課	県・市町村の相談窓口の役割の周知を行い、相談の掘り起こしを積極的に行う。	くらしまる得情報発行部数	部	392,800	394,560	360,000	356,000	340,000		
				ホームページへの掲載有無		有	有	有	有	有		

	施策	担当課	取組の概要	指標		H25	H26	H27	H28	H29 (見込)	評価・摘要
					単位						
3-1-2	消費生活情報の発信・啓発	くらし安全・消費生活課	県ホームページ、メールマガジンにおける注意喚起情報や広報誌等を通じて、随時消費者被害の情報及び対策について発信する。	ホームページへの注意喚起情報の掲載件数	件	40	36	30	29	実績 30	安全に関する注意喚起+悪質商法についての注意喚起
				メールマガジン発行回数	回	12	12	12	12	12	
			出前講座やワークショップを取り入れた啓発に取り組む。	出前講座実施回数	回	166	191	215	189	7月現在実績 52	
3-1-3	高齢者に対する消費者被害情報の発信	くらし安全・消費生活課	関係する機関と連携して、高齢者を狙った悪質商法の消費者被害防止対策推進会議を開催し、啓発資料の配付や各種媒体を活用した情報発信を行う。	長野県消費者被害防止対策推進会議の開催回数	回	-	3	2	1	1	
3-1-4	見守りネットワークを通じた啓発	地域福祉課 くらし安全・消費生活課	地域の見守りネットワークを構築し、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及び市町村社会福祉協議会等との協働により高齢者の被害防止活動を支援する。	締結事業者等	事業者/団体	14	17	23	25	今後も、民間事業者・団体等と協定を締結し、地域における見守り体制の強化を図る。	締結事業者が日常業務中、訪問先の異常等を察知した際、市町村等に連絡し、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりを推進した。
				見守りネットワーク構築市町村数	市町村		25	40	48	目標77	
3-1-5	若者に対する消費者被害情報の発信	くらし安全・消費生活課	各種媒体を活用し、若者を狙った消費者被害の実態、防止策等を啓発、発信する。	若者向け啓発及び情報発信		実施	実施	実施	実施	実施	メルマガ、ホームページ、ポスター
				若者向けリーフレット	部	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
3-2-1	消費者教育推進地域協議会の開催	教学指導課 くらし安全・消費生活課	消費者教育を体系的、総合的かつ実践的に推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、より効果的に推進するための方策を協議・検討する。	消費者教育推進地域協議会の開催	回	3	1	2	2	4	消費生活審議会と兼ねる
3-2-2	消費者団体等との協働	くらし安全・消費生活課	効果的な消費者教育の推進について、消費者団体等とも協働して、推進方策を検討する。	県・市町村・消費者団体の懇談会参加者(県下9カ所)	人	実施	132	179	188		
3-2-3	学校における消費者教育の推進	教学指導課	児童や生徒が、身の回りのトラブルや危険を回避するための能力等を身に付けるため、学習指導要領に基づき、消費者教育を推進する。	学習指導要領の内容についての着実な消費者教育の推進		実施	実施	実施	実施		
			体験を通じた学ぶ機会を取り入れる。								
3-2-4	学校における外部人材の活用	教学指導課 くらし安全・消費生活課	学校において、県の実施する出前講座や地域で活動する消費者団体等の人材を活用して、消費者教育を推進する。また、必要な専門講師を積極的に登用する。	講師派遣事業における派遣回数	回	-	-	1	6	7月現在実績 1	講師派遣 (H27年度～)
3-2-5	高等学校における教材の作成・活用	教学指導課 くらし安全・消費生活課	高校生が高等学校における消費者教育のための教材作成を行うよう支援する。	高校生の教材作成実績		5校	1校	CM			
			作成された教材を活用した消費者教育に取り組む。								
3-2-6	小中学校における啓発教材の配付	くらし安全・消費生活課	小中学校における啓発教材を作成し、配布する。	小中学生向け悪質商法被害防止啓発ノート	部	90,000					
				小中学生向けリーフレット	部				2,000		
3-2-7	消費者教育を推進する教員に対する支援	教学指導課	本県における児童や生徒の被害状況を踏まえ、教員が教えるべき内容を取りまとめた資料を作成するなど、学校における消費者教育が効果的に行えるよう支援する。	県総合教育センターにおける研修講座の開設		実施	実施	実施	実施		
3-2-8	消費者教育推進の要請	くらし安全・消費生活課	大学の学生等を対象とした出前講座を実施する。	大学生向け出前講座実績	回	22	25	24	12	7月現在実績 7	
			大学等の設置者に対し、消費者教育の実施及び消費者に配慮できる職業人としての教育の拡充を求める。			実施	実施	実施	実施		出前講座実施に併せて、学校側に消費者教育拡充を要請

	施策	担当課	取組の概要	指標		H25	H26	H27	H28	H29 (見込)		評価・摘要
					単位							
3-2-9	消費者教育の拠点整備	文化財・生涯学習課 くらし安全・消費生活課	消費生活センターを消費者教育の普及啓発及び人材育成等の拠点として強化する。	くらしのセミナー開催数	回	18	29	25	22	7月現在実績	5	
				消費生活サポーター認定数	人	-	145	221	269	見込	320	
				市町村と連携し、消費者教育を生涯学習の一環として推進するための場として、公民館を活用できるよう検討する。			実施	実施	実施	実施		
3-2-10	消費生活講座等の開催	くらし安全・消費生活課	地域における消費者教育推進のため、くらしのセミナー及び出前講座を積極的に開催する。	くらしのセミナー開催数	回	18	29	25	22	7月現在実績	5	(再掲)
				出前講座実施回数	回	166	191	215	189	7月現在実績	52	(再掲)
3-2-11	地域における消費者教育の環境整備	くらし安全・消費生活課	地域における消費者教育の推進のため、担い手である人材の育成や市町村への取り組み強化の要請を行う。	くらしのセミナー開催数	回	18	29	25	22	7月現在実績	5	(再掲)
				サポーター養成講座実施回数	回	-	6	4	4	予定	5	
				相談員レベルアップ研修実施回数		3日×5週	3日×5週	2日×8週	2日×8週	予定	2日×8週	
3-2-12	学校、地域、消費者団体との協働した消費者教育の取組	教学指導課 くらし安全・消費生活課	児童・生徒や高齢者等がそれぞれ抱える消費者問題を共有化し地域力を向上するため、学校、地域、消費者団体が連携・協働した学習会などを検討する。	くらしのセミナー開催数	回	18	29	25	22	7月現在実績	5	(再掲)
				消費者の会への支援	回	34	31	29	18	見込	18	
3-2-13	消費者団体等の活動支援	くらし安全・消費生活課	地域で活動する消費者団体や福祉団体等が開催する講習会及び啓発活動などに支援を行い、地域における消費者教育を推進する。	補助金交付団体数	団体	6	5	4	6		4	
				補助金交付総額	円	1,298,000	552,000	829,000	1,428,000		927,000	
3-2-14	職域における消費者教育の推進	くらし安全・消費生活課	職域における消費者教育の推進のため、経済団体等への要請のほか、くらしのセミナー及び出前講座等の開催について広報するとともに、事業者、従事者の参加を促進する。	職域推薦の消費生活サポーター数	人	-	49	60	76	見込	92	
3-2-16	学校における人材育成	くらし安全・消費生活課	学校における消費者教育の向上を図るため、文部科学省や国民生活センターの実施するセミナーや講座への参加など指導的な役割も持つ教職員のレベルアップを図るとともに、教職員を対象にした消費者教育研修会を開催する。	学校への出前講座実施回数	回	36	49	36	36	7月現在実績	10	
				講師派遣事業における派遣回数	回	-	-	1	6	7月現在実績	1	(再掲)
3-2-17	地域・職域における人材育成	くらし安全・消費生活課	地域、職域における人材の育成のため、消費者団体や福祉団体、事業者・事業者団体、大学等と協働して消費生活サポーターを養成し、研修会等を通じて地域力の向上に取り組む。	消費生活サポーター認定数	人	-	145	221	269	7月現在実績	320	(再掲)
				消費生活サポーター研修会実施回数	回	-	-	4	4	予定	4	
3-3-1	環境団体等と協働した取組	教学指導課 くらし安全・消費生活課	学校・地域における消費者教育及び環境学習の推進のため、環境団体やNPOとも協働して取り組む。	補助金交付団体数 (環境分野事業実施)	団体			1	1			(3-2-13内数)

	施策	担当課	取組の概要	指標		H25	H26	H27	H28	H29 (見込)	評価・摘要
					単位						
3-3-4	食育の取組	健康増進課 保健厚生課 農産物 マーケティング室	「信州の食を育む環境づくり」「未来を担う子どもの食育」「健康づくりと食育」「信州の食の理解と継承」の4つの基本分野において、関係機関と連携して食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	長野県食育推進計画(第2次)に基づく各事業の実施		実施	実施	実施	実施	実施	(健康増進課分)
				食べ物を残すことをもったいない事だと思おう(児童生徒の食に関する実態調査)	% 小5	78.4	—	—	80.2	—	(保健厚生課分)
					% 中2	72.1	—	—	78.5	—	(保健厚生課分)
				長野県や住んでいる地域の郷土食を知っている(児童生徒の食に関する実態調査)	% 小5	47.8	—	—	51.9	—	(保健厚生課分)
					% 中2	65.6	—	—	70.3	—	(保健厚生課分)
				環境部と協力し、食品ロス削減に係る環境教育教材を作成し小学校へ配布					小学校低学年 向電子紙芝居	「食品ロスってなに？」(全12P)	(保健厚生課分)
				食文化や地域の産物を使い、時には新しい料理を作っている県民の割合	%	57.2	56.6	79.2	51	60	食生活の多様化により、家庭での食事が減少している(農産物マーケティング室分)
学校給食での県産農産物利用率	%	42.6	43.8	44.3	45.7	45	概ね利用率が増加してきている(農産物マーケティング室分)				
4-1-1	消費生活審議会の運営	くらし安全・消費生活課	県消費生活行政の重要事項の審議のため、消費生活審議会を設置・運営する。	消費生活審議会の開催	回	3	1	2	2	4	
			施策全般の執行状況について、消費生活審議会に報告し評価を受けるとともに、審議過程の意見等について施策への反映を図る。	消費生活審議会の開催	回	3	1	2	2	4	(再掲)
				消費者団体との意見交換会	回	1				1	消費生活基本計画策定年次開催
4-1-2	施策等の公表	くらし安全・消費生活課	消費生活行政全般にわたる透明性を確保するため、施策や消費生活審議会における審議状況等をホームページ等で公表する。	消費生活審議会の資料、議事録等の公表		実施	実施	実施	実施	実施	課HPで公表
4-2-1	県民意見の受付窓口	広報県民課 くらし安全・消費生活課		「県民ホットライン」や県消費生活情報のホームページに掲載されたメールアドレスに寄せられた意見等を参考に施策への反映を図る。	県民ホットラインに寄せられた意見の件数(くらし安全・消費生活課関連)	件	1		1		
4-2-2	消費者団体等と協働した取組	くらし安全・消費生活課	消費者団体等との意見交換会を開催し、意見・要望の施策への反映を図るとともに、施策の推進にあたっては、セミナーや市町村との懇談会を共催する等、協働して取り組む。	県・市町村・消費者団体の懇談会参加者(県下9か所)	人	実施	132	179	188		(再掲)
5-1-1	消費生活相談員による相談・あっせんの実施	くらし安全・消費生活課	県の消費生活センターに消費生活相談員を配置し、県民からの相談・苦情の受け付けやあっせんを実施するとともに、市町村消費生活相談窓口の支援を行う。	県消費生活センターに寄せられた相談件数	件	10,794	10,562	9,504	8,023		
				相談員レベルアップ研修実施回数		3日×5週	3日×5週	2日×8週	2日×8週	予定 2日×8週	(再掲)
5-1-2	相談員の相談技術の向上	くらし安全・消費生活課	相談技術の向上及び専門性の確保を図るため、国や国民生活センター等の研修に参加する。	相談員レベルアップ研修実施回数		3日×5週	3日×5週	2日×8週	2日×8週	予定 2日×8週	(再掲)
5-1-3	苦情処理専門員の配置	くらし安全・消費生活課	専門的な法律知識を必要とする相談・あっせんに対応するため、弁護士等の苦情処理専門員を配置する。	苦情処理専門員の配置人数	人	4	4	4	4	4	
5-1-4	消費者被害救済委員会の設置・運営	くらし安全・消費生活課	被害の多発、消費者利益が著しく侵害される紛争について、知事の付託に応じて、あっせん・調停を行うため、消費者被害救済委員会を設置・運営する。	消費者救済委員会の開催	回	1	1	1	1	1	H29.8現在付託実績なし
5-1-5	弁護士会との協働	くらし安全・消費生活課	弁護士会と協働による懇談会を開催し、直近の相談動向や対処方法等について、課題の共有を図る。	弁護士会との懇談会実施回数	回	1	1	1	1	1	
5-2-1	市町村消費生活センター設置促進	くらし安全・消費生活課	市町村における消費生活センター設置促進と広域連携による消費生活センター設置促進を支援する。	補助金メニュー活用市町村数	カ所	15	14	13	20	25	
				市町村消費生活センターの人口カバー率	%		57	74.2	76.8	84.4	広域連携によるセンター設置3カ所(予定)

	施策	担当課	取組の概要	指標		H25	H26	H27	H28	H29 (見込)	評価・摘要
					単位						
5-2-2	市町村相談窓口機能強化への支援	くらし安全・消費生活課	市町村相談窓口への啓発資料の提供のほか、消費生活相談員の配置や啓発事業などに支援する。	補助金メニュー活用市町村数	カ所	29	27	29	28	31	
				相談員レベルアップ研修実施回数		3日×5週	3日×5週	2日×8週	2日×8週	予定 2日×8週	(再掲)
5-2-3	相談員等の技術的支援	くらし安全・消費生活課	相談員等の相談技術向上のための研修会を開催する。	相談員レベルアップ研修実施回数		3日×5週	3日×5週	2日×8週	2日×8週	予定 2日×8週	(再掲)
				市町村消費生活相談支援員(市町村消費者行政推進支援員)設置人数	人	2	2	2	2	2	
			支援実施市町村数	市町村	55	44	49	41	7月末 実績	31	
5-2-4	相談員の確保対策	くらし安全・消費生活課	相談員を確保するため、養成研修の実施や人材バンクを充実する。	消費生活相談員資格取得支援講座実施回数	回	-	-	1回 (10日間)	1回 (10日間)	1回 (10日間)	
				人材バンク登録延べ人数	人	24	32	36	46	7月末	46